

新規上場申請のための四半期報告書

(第9期第1四半期)

自2022年4月1日

至2022年6月30日

株式会社ソシオネクスト

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	12
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	12
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	13
2 役員の状況	19
第4 経理の状況	20
1 四半期連結財務諸表	21
(1) 四半期連結貸借対照表	21
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	23
四半期連結損益計算書	23
第1 四半期連結累計期間	23
四半期連結包括利益計算書	24
第1 四半期連結累計期間	24
2 その他	28
第二部 提出会社の保証会社等の情報	29

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年9月6日
【四半期会計期間】	第9期第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）
【会社名】	株式会社ソシオネクスト
【英訳名】	Socionext Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長兼CEO 肥塚 雅博
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番23
【電話番号】	045-568-1000
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員常務 安藤 慎一
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番23
【電話番号】	045-568-1000
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員常務 安藤 慎一

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期連結 累計期間	第8期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高 (百万円)	39,934	117,009
経常利益 (百万円)	6,644	9,050
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	5,058	7,480
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,655	8,040
純資産額 (百万円)	95,264	89,609
総資産額 (百万円)	132,184	118,428
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	37.56	55.54
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	72.06	75.66

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 当社は、第8期第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、第8期第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

4. 当社は、2022年9月5日付で普通株式、A種種類株式及びB種種類株式それぞれ4株につき1株の割合で株式併合を実施しております。また、株式取得請求権の行使を受けたことにより、2022年9月6日付でA種種類株式及びB種種類株式の全てを取得し、A種種類株式1株につき普通株式1,346,666株、B種種類株式1株につき普通株式1株をそれぞれ対価として交付するとともに、2022年8月31日開催の取締役会決議によりA種種類株式及びB種種類株式の全てを消却しております。

なお、1株当たり四半期(当期)純利益については、当該株式併合等前の数値を記載しております。そこで、第8期の期首に当該株式併合等が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、当該1株当たり指標の数値については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第9期 第1四半期連結 累計期間	第8期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	150.24	222.18

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による物流の停滞、ロシアによるウクライナ侵攻等を要因としたエネルギー価格、食料価格等の高騰によるインフレの進展と、対策としての金利上昇による住宅需要等の減退等、先行きに対する不透明感が増しています。また、各国、地域の金融政策の違いにより、為替レートも急激かつ大幅に変動しました。

また、こうした状況下、昨年以降継続している製造委託先において供給が追いつかない状況は、現在も継続しておりますが、相対的に先端テクノロジーを中心に少しずつ解消が進んできております。

このような経済状況下において、当社グループは、2019年3月期以降進めてきたトランスフォーメーションの効果により商談獲得が増加していた5Gネットワーク、オートモーティブ、スマートデバイス向けの注力分野において、獲得した商談の一部が開発が終了し量産段階に入ったこと、生産が想定よりも前倒しに進んだこと、加えて円安影響もあり、当第1四半期連結累計期間の製品売上は31,032百万円となりました。また、NRE売上についても、第2四半期からの一部前倒しもあり8,732百万円となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高は39,934百万円、営業利益は5,594百万円、経常利益は6,644百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は5,058百万円となりました。

なお、当社グループは、ソリューションS O C事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

[売上高] (単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
製品売上	31,032
NRE売上	8,732
その他	170
売上高合計	39,934

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は102,368百万円となり、前連結会計年度末に比べ11,752百万円増加いたしました。これは主に、当第1四半期及び今後の売上増加に伴う売掛金や棚卸資産の増加に加えて、製造委託先のキャパシティ確保のため製造委託先への支払いを前倒ししたことによるものであります。固定資産は29,816百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,004百万円増加いたしました。これは主に、獲得した商談に係わるレチクルやIPマクロの取得に伴うものであります。

この結果、総資産は132,184百万円となり、前連結会計年度末に比べ13,756百万円増加いたしました。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は35,078百万円となり、前連結会計年度末に比べ7,637百万円増加いたしました。これは主に、製品売上増加に伴う製造委託先からの購入金額増加による買掛金の増加や製造キャパシティ確保等のために顧客から収益計上のタイミングよりも早くキャッシュを頂いていることによる金融負債の増加等によるものであります。

この結果、負債合計は36,920百万円となり、前連結会計年度末に比べ8,101百万円増加いたしました。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は95,264百万円となり、前連結会計年度末から5,655百万円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上による利益剰余金の増加5,058百万円によるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、10,571百万円であります。
なお、当第1四半期連結累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの資本の財源及び資金の流動性についての分析に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
A種種類株式	40,000,000
B種種類株式	20,800,000
計	210,800,000

- (注) 1. A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)である株式会社日本政策投資銀行より株式取得請求権の行使を受けたことにより、2022年9月6日付でその全てのA種種類株式を自己株式として取得し、対価としてA種種類株式1株につき普通株式1,346,666株を交付しております。また、2022年8月31日付の取締役会決議により、2022年9月6日付で当該A種種類株式の全てを消却しております。なお、2022年8月31日付の臨時株主総会決議により、2022年9月6日付でA種種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. B種種類株式を有する株主(以下「B種株主」という。)である富士通株式会社及びパナソニックホールディングス株式会社よりそれぞれ株式取得請求権の行使を受けたことにより、2022年9月6日付でその全てのB種種類株式を自己株式として取得し、対価としてB種種類株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2022年8月31日付の取締役会決議により、2022年9月6日付で当該B種種類株式の全てを消却しております。なお、2022年8月31日付の臨時株主総会決議により、2022年9月6日付でB種種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
3. 2022年8月31日付の臨時株主総会決議により、当社が発行するA種種類株式及びB種種類株式の取得請求権の行使、株式併合等に伴う定款の一部変更を2022年9月6日付で行い、発行可能株式総数は2022年6月30日より76,200,000株減少し、134,600,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年9月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	60,000,000	33,666,666	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は100株であります。(注)1
A種種類株式	40,000,000	—	非上場	(注)2、5
B種種類株式	20,800,000	—	非上場	(注)3、6
計	120,800,000	33,666,666	—	—

- (注) 1. 2022年8月31日付の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、2022年9月6日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. A種株主(株式会社日本政策投資銀行)より株式取得請求権の行使を受けたことに伴い、この対価としてA種種類株式1株につき普通株式1,346,666株を2022年9月6日付で交付しております。また、2022年8月31日付の取締役会決議により、当該行使に伴い当社が取得した当該A種種類株式について2022年9月6日付でその全てを消却しております。
3. B種株主(富士通株式会社及びパナソニックホールディングス株式会社)より株式取得請求権の行使を受けたことに伴い、この対価としてB種種類株式1株につき普通株式1株を2022年9月6日付で交付しております。また、2022年8月31日付の取締役会決議により、当該行使に伴い当社が取得した当該B種種類株式について2022年9月6日付でその全てを消却しております。
4. 2022年8月31日付の臨時株主総会決議により、2022年9月5日付で普通株式、A種種類株式及びB種種類株式について、それぞれ4株を1株とする株式併合を行っております。また、2022年9月6日付でA種種類株式

式、B種種類株式の全てが普通株式に転換しております。これらにより2022年9月6日現在の発行済株式総数は2022年6月30日より87,133,334株減少し、33,666,666株となっております。

5. A種種類株式の内容は以下のとおりです。

1. A種株主に対する剰余金の配当

当社は、剰余金の配当をするときは、A種株主又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金及びB種種類株式1株当たりの配当金と同額の配当（なお、A種種類株式、普通株式又はB種種類株式のうち、特定の種類の株式についてのみ株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われた場合には、当該種類の株式間において株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われる前の剰余金の配当の割合が維持されることとなるよう、適切に調整されるものとする。）を、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）及びB種株主又はB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」という。）と同順位にて行う。

2. A種株主に対する残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びB種株主又はB種登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株当たりの残余財産分配額として、A種種類株式払込金額相当額を分配する。
- (2) A種種類株式払込金額相当額は当初500円とする。ただし、A種種類株式発行後、次の①乃至④のいずれかに該当する場合には、A種種類株式払込金額相当額は、その直前におけるA種種類株式払込金額相当額をもとに下記算式（以下「A種種類株式払込金額相当額調整式」という。）により計算される額に調整され、⑤に該当する場合には、同⑤に従って調整される。なお、A種種類株式払込金額相当額調整式中、調整前の既発行A種種類株式数は、調整前の発行済A種種類株式数（自己株式を除く。）を意味し、調整後A種種類株式払込金額相当額の額は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{A種種類} \\ \text{株式払込} \\ \text{金額相当額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{A種種類} \\ \text{株式払込} \\ \text{金額相当額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{A種種類} \\ \text{株式払込} \\ \text{金額相当額} \end{array} + \frac{\text{新株発行・処分A種種類株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前A種種類株式払込金額相当額}}}{\begin{array}{r} \text{調整前の既発行A種種類株式数} + \text{新株発行・処分A種種類株式数} \end{array}}$$

- ① A種種類株式につき株式の分割をするとき
A種種類株式につき株式の分割をするときは、これにより増加する株式数を新規発行・処分A種種類株式数とみなし、1株当たり払込金額を零円としてA種種類株式払込金額相当額調整式を使用するものとし、株式の分割の効力発生日以降、調整後A種種類株式払込金額相当額を適用する。
- ② A種種類株式につき株式の併合をするとき
A種種類株式につき株式の併合を行う場合には、株式の併合により減少する株式数の負の値を新規発行・処分A種種類株式数とみなし、1株当たり払込金額を零円としてA種種類株式払込金額相当額調整式を使用するものとし、株式の併合の効力発生日以降、調整後A種種類株式払込金額相当額を適用する。
- ③ A種種類株式につき株式無償割当てをするとき
A種種類株式につき株式無償割当てをするときは、1株当たり払込金額を零円としてA種種類株式払込金額相当額調整式を使用するものとし、株式無償割当ての効力発生日以降、調整後A種種類株式払込金額相当額を適用する。
- ④ A種種類株式につき株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行をするとき
A種種類株式につき株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行等（株式の発行及び自己株式の処分を総称していう。以下同じ。）をするときは、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日）以降、調整後A種種類株式払込金額相当額を適用する。
- ⑤ A種種類株式につきA種種類株式を目的とする新株予約権無償割当て又は株主にA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行をするとき
A種種類株式につきA種種類株式を目的とする新株予約権無償割当てをするとき又は株主にA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行等（新株予約権の発行及び自己新株予約権の処分を総称していう。以下同じ。）をするときは、調整後A種種類株式払込金額相当額は、それぞれ上記③又は④に定めるところに準じて適切なA種種類株式払込金額相当額に調整される。

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、(1)のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種株主は、株主総会において議決権を有する。

4. 株式の併合又は分割、株式無償割当て等

- (1) 当社は、株式の併合又は株式の分割をするときは、普通株式、A種種類株式及びB種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合でこれをする。
- (2) 当社は、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てをするときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権無償割当てを、A種株主にはA種種類株式の株式無償割当て又はA種種類株式を目的とする新株予約権無償割当てを、B種株主にはB種種類株式の株式無償割当て又はB種種類株式を目的とする新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合（新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。）とする。
- (3) 当社は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行等又は株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行等をするときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種株主にはB種種類株式又はB種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合（新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。）で、普通株主、A種株主及びB種株主の権利・利益に鑑みての実質的に公平な払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により与える。
- (4) (1)または(2)の定めにかかわらず、当社が必要と認める場合には、法令に定める手続きを経た上で、普通株式、A種種類株式及びB種種類株式のうち、特定の種類の株式についてのみ株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行うことができるものとする。

5. 金銭を対価とするA種種類株式の取得請求権（期中償還）

- (1) A種株主は、当社が平成30年3月に終了する事業年度に係る計算書類について株主総会の承認（株主総会の承認が不要の場合には、取締役会の承認）を受けた日以降平成32年2月29日までの間いつでも、当社に対し、本条に基づく請求であることを明示して、A種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに本条第2項に定める金額（以下「期中償還価額」という。）の金銭を交付することを請求することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとする。
- (2) A種種類株式1株当たりの期中償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする（小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）。
$$1株当たりの期中償還価額 = 期中償還請求日A種種類株式払込金額相当額 \times (1 + 0.04)(m + n)$$

「m」は、(a)当該取得請求の日（以下「期中償還請求日」という。）が平成28年3月1日までの日である場合には零とし、また、(b)(a)以外の場合には、平成27年3月2日から直前応当日までの経過年数（正の整数）とする。

「直前応当日」とは、期中償還請求日の直前の3月2日をいう（期中償還請求日が3月2日である場合には、期中償還請求日を直前応当日とする。）。

「n」は、「残余日数」（以下に定義する。）を365で除した数とする（小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる。）。

「残余日数」とは、上記(a)の場合には平成27年3月3日（同日を含む。）から期中償還請求日（同日を含む。）までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日（同日を含む。）から期中償還請求日（同日を含む。）までの実日数とする。

「期中償還請求日A種種類株式払込金額相当額」とは、期中償還請求日における2.「A種株主に対する残余財産の分配」(2)に定めるA種種類株式払込金額相当額をいう。

6. 金銭を対価とするA種種類株式の取得請求権（最終償還）

- (1) A種株主は、平成27年3月2日以降いつでも、当社に対し、本条に基づく請求であることを明示して、A種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに(2)に定める金額（以下「最終償還価額」という。）の金銭を交付することを請求することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとする。
- (2) A種種類株式1株当たりの最終償還価額は、次の①又は②の場合につき、それぞれ①又は②に定める価額とする。
 - ① 当該取得請求の日（以下「最終償還請求日」という。）における会社法の規定に基づき算出される分配可能額が、最終償還請求日における発行済A種種類株式（自己株式を除く。）の数に2.「A種株主に対する残余財産の分配」(2)に定めるA種種類株式払込金額相当額を乗じた額を上回る場合以下のa.又はb.のいずれか高い額

- a. 以下の算式に基づいて算定される額（小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）

1株当たりの最終償還価額

$$= \text{最終取得請求日 A 種種類株式払込金額相当額} \times (1 + 0.08) (m + n)$$

「m」は、(a) 最終償還請求日が平成28年3月1日までの日である場合には零とし、また、(b) (a) 以外の場合には、平成27年3月2日から直前応当日までの経過年数（正の整数）とする。「直前応当日」とは、最終償還請求日の直前の3月2日をいう（最終償還請求日が3月2日である場合には、最終償還請求日を直前応当日とする。）。

「n」は、「残余日数」（以下に定義する。）を365で除した数とする（小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる。）。

「残余日数」とは、上記(a)の場合には平成27年3月3日（同日を含む。）から最終償還請求日（同日を含む。）までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日（同日を含む。）から最終償還請求日（同日を含む。）までの実日数とする。

「最終取得請求日 A 種種類株式払込金額相当額」とは、最終償還請求日における2. 「A種株主に対する残余財産の分配」(2)に定めるA種種類株式払込金額相当額をいう。

- b. 以下の算式に基づいて算定される額（小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入するものとし、以下「A種種類株式1株当たり純資産額」という。）

$$1 \text{ 株当たりの最終償還価額} = \text{連結純資産額} \times \frac{1}{\text{既発行株式数}}$$

「連結純資産額」とは、直近の確定した当社の事業年度末の連結貸借対照表における純資産額をいう。

「既発行株式数」とは、最終償還請求日における当社の発行済株式数（自己株式を除く。）をいう。

なお、4. 「株式の併合又は分割、株式無償割当て等」(4)の定めに基づき、A種種類株式、普通株式又はB種種類株式のうち、特定の種類の株式についてのみ、株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われた場合には、当該株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われなかったと仮定した場合のA種種類株式1株当たり純資産額が実質的に維持されることとなるよう、A種種類株式1株当たり純資産額は適切に調整されるものとする。

- ② 最終償還請求日における会社法の規定に基づき算出される分配可能額が、最終償還請求日における発行済A種種類株式（自己株式を除く。）の数に2. 「A種株主に対する残余財産の分配」(2)に定めるA種種類株式払込金額相当額を乗じた額以下の場合

最終償還請求日における2. 「A種株主に対する残余財産の分配」(2)に定めるA種種類株式払込金額相当額

ただし、最終償還請求日前1ヶ月以内に、当社が資本金又は準備金の額の減少を実施し、かかる資本金又は準備金の額の減少が会社法の規定に基づき算出される分配可能額に反映されている場合には、A種種類株式1株当たり純資産額とする。

7. 普通株式を対価とするA種種類株式の取得請求権

- (1) A種株主は、払込期日以降いつでも、当社に対し、A種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに(2)に定める数の普通株式を交付することを請求することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとする
- (2) 対価として交付する普通株式の数は、当該取得請求に係るA種種類株式の数に以下の算式に基づいて算定される1株当たり交付普通株式数を乗じた数とする。

$$1 \text{ 株当たり交付普通株式数} = \frac{(\text{完全希薄化後既発行普通株式数} - \text{転換交付済普通株式数}) \times 2/3 - \text{転換交付済普通株式数}}{\text{既発行A種種類株式数 (自己株式を除く.)}}$$

「完全希薄化後既発行普通株式数」とは、①当該取得請求の日における当社の発行済みの普通株式の数（自己株式を除き、当該取得請求の日までに決議が行われ当該取得請求の日以降に実施される募集株式の発行等に係る普通株式を含む。）に、②(i) 当該株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付する旨の定款の定めのある株式（自己株式及びA種種類株式を除き、当該取得請求の日までに決議が行われ当該取得請求の日以降に実施される募集株式の発行等に係る株式を含む。）及び(ii) その行使により当社の普通株式を取得する権利を付与されている新株予約権（新株予約権付社債に付されたも

のを含むが、当社の株式の上場前には行使することができないものとする条件が付されているもの及び自己新株予約権を除く。また、当該取得請求の日までに決議が行われ当該取得請求の日以降に実施される募集新株予約権の発行等に係る新株予約権を含む。)の全部が、当該取得請求と同時に取得又は行使され、当社の普通株式が交付されたと仮定した場合に、当該株主又は新株予約権者(新株予約権付社債権者を含む。)が交付を受け又は取得する当社の普通株式数を加えた株式数をいう。

「転換交付済普通株式数」とは、平成27年3月2日以降、本条に定める取得請求権の行使によりA種種類株式の取得と引換えに交付された当社の普通株式の総数をいう。ただし、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合、株式無償割当て、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行、普通株式を目的とする新株予約権無償割当て又は株主に普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行(以下「株式分割等」という。)を行った場合には、転換交付済普通株式数は、本条に定める取得請求権の行使により普通株式の交付を受けた株主が当該交付を受けた普通株式以外に当社の株式を保有していなかったと仮定した場合に、当該交付を受けた普通株式を処分することなく保有し続けていれば当該株式分割等の結果保有することになる当社の普通株式の数(普通株式を目的とする新株予約権無償割当て又は株主に普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行が行われた場合には、当該新株予約権の全部が当該取得請求と同時に行使され、当社の普通株式が交付されたと仮定した場合に、当該新株予約権者が取得する当社の普通株式数を含む。)に調整される。

6. B種種類株式の内容は以下のとおりです。

1. B種株主に対する剰余金の配当

当社は、剰余金の配当をするときは、B種株主又はB種登録株式質権者に対し、B種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金及びA種種類株式1株当たりの配当金と同額の配当(なお、6.「株式の併合又は分割、株式無償割当て等」(4)の定めに基づき、A種種類株式、普通株式又はB種種類株式のうち、特定の種類の株式についてのみ株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われた場合には、当該種類の株式間において株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われる前の剰余金の配当の割合が維持されることとなるよう、適切に調整されるものとする。)を、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種種類株式の登録株式質権者と同順位にて行う。

2. B種株主に対する残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位にて、B種種類株式1株当たりの残余財産分配額として、普通株式1株につき分配する額と同額(なお、6.「株式の併合又は分割、株式無償割当て等」(4)の定めに基づき、普通株式又はB種種類株式のうち、いずれかの種類の株式についてのみ株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われた場合には、当該種類の株式間において株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われる前の残余財産の分配の割合が維持されることとなるよう、適切に調整されるものとする。)を分配する。

3. 議決権

B種株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 種類株主総会

- (1) 当社が会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、B種株主を構成員とする種類株主総会(以下「B種種類株主総会」という。)の決議を要しないものとする。
- (2) 当社が新たにB種種類株式を引き受ける者を募集する場合又はB種種類株式を目的とする募集新株予約権を引き受ける者を募集する場合にあっても、B種種類株主総会の決議を要しないものとする。

5. 普通株式を対価とするB種種類株式の取得請求権

- (1) B種株主は、A種種類株式の消滅又は当社の普通株式の取引所金融商品市場への上場の申請を行うことが当社取締役会において決議された日のいずれかが到来した日以降、当社に対し、B種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに(2)に定める数の普通株式を交付することを請求することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとする。
- (2) 対価として交付する普通株式の数は、当該取得請求に係るB種種類株式1株当たり普通株式1株とする。なお、6.「株式の併合又は分割、株式無償割当て等」(4)の定めに基づき、普通株式又はB種種類株式のうち、いずれかの種類の株式についてのみ株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われた場合には、株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われる

前における、対価として交付する普通株式の数が実質的に維持されることとなるよう、交付する株式数の数が適切に調整されるものとする。

6. 株式の併合又は分割、株式無償割当て等

- (1) 当社は、株式の併合又は株式の分割をするときは、普通株式、A種種類株式及びB種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合でこれをする。
- (2) 当社は、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てをするときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権無償割当てを、A種株主にはA種種類株式の株式無償割当て又はA種種類株式を目的とする新株予約権無償割当てを、B種株主にはB種種類株式の株式無償割当て又はB種種類株式を目的とする新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合（新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。）でする。
- (3) 当社は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行等又は株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行等をするときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種株主にはB種種類株式又はB種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合（新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。）で、普通株主、A種株主及びB種株主の権利・利益に鑑みての実質的に公平な払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により与える。
- (4) (1)または(2)の定めにかかわらず、当社が必要と認める場合には、法令に定める手続きを経た上で、普通株式、A種種類株式及びB種種類株式のうち、特定の種類の株式についてのみ株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行うことができるものとする。

7. 株主との合意による種類株式の取得

当社が、B種種類株式の取得について、会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項及び第3項の規定を適用しない。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2022年4月1日～ 2022年6月30日	—	普通株式 60,000,000 A種種類株式 40,000,000 B種種類株式 20,800,000	—	30,200,000	—	30,200,000

- (注) 1. 2022年8月31日付の臨時株主総会決議により、普通株式、A種種類株式、B種種類株式を対象に2022年9月5日付で株式併合(4:1)しております。
2. A種株主(株式会社日本政策投資銀行)より株式取得請求権の行使を受けたことにより、2022年9月6日付でその全てのA種種類株式を自己株式として取得し、対価としてA種種類株式1株につき普通株式1,346,666株を交付しております。また、B種株主(富士通株式会社及びパナソニックホールディングス株式会社)よりそれぞれ株式取得請求権の行使を受けたことにより、2022年9月6日付でその全てのB種種類株式を自己株式として取得し、対価としてB種種類株式1株につき普通株式1株を交付しております。
3. 当社が取得したA種種類株式及びB種種類株式について、2022年8月31日付の取締役会決議により、2022年9月6日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種類株式 20,800,000	—	単元株制度は採用しておりません。 (注) 1、3
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	A種類株式 40,000,000	A種類株式 40,000,000	単元株制度は採用しておりません。 (注) 1、2
	普通株式 60,000,000	普通株式 60,000,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。 (注) 1
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	120,800,000	—	—
総株主の議決権	—	100,000,000	—

(注) 1 株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨、定款で定めております。

2 A種類株式の内容は以下のとおりです。

1. A種株主に対する剰余金の配当

当社は、剰余金の配当をするときは、A種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、A種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金及びB種類株式1株当たりの配当金と同額の配当(なお、A種類株式、普通株式又はB種類株式のうち、特定の種類の株式についてのみ株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われた場合には、当該種類の株式間において株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われる前の剰余金の配当の割合が維持されることとなるよう、適切に調整されるものとする。)を、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)及びB種類株式を有する株主(以下「B種株主」という。)又はB種類株式の登録株式質権者(以下「B種登録株式質権者」という。)と同順位にて行う。

2. A種株主に対する残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びB種株主又はB種登録株式質権者に先立ち、A種類株式1株当たりの残余財産分配額として、A種類株式払込金額相当額を分配する。
- (2) A種類株式払込金額相当額は当初500円とする。ただし、A種類株式発行後、次の①乃至④のいずれかに該当する場合には、A種類株式払込金額相当額は、その直前におけるA種類株式払込金額相当額をもとに下記算式(以下「A種類株式払込金額相当額調整式」という。)により計算される額に調整され、⑤に該当する場合には、同⑤に従って調整される。なお、A種類株式払込金額相当額調整式中、調整前の既発行A種類株式数、調整前の発行済A種類株式数(自己株式を除く。)を意味し、調整後A種類株式払込金額相当額の額は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{調整後 A種類株式払込金額相当額} = \text{調整前 A種類株式払込金額相当額} \times \frac{\text{調整前 A種類株式払込金額相当額} + \text{新株発行・処分 A種類株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前の既発行 A種類株式数} + \text{新株発行・処分 A種類株式数}}$$

① A種類株式につき株式の分割をするとき

A種種類株式につき株式の分割をするときは、これにより増加する株式数を新規発行・処分A種種類株式数とみなし、1株当たり払込金額を零円としてA種種類株式払込金額相当額調整式を使用するものとし、株式の分割の効力発生日以降、調整後A種種類株式払込金額相当額を適用する。

② A種種類株式につき株式の併合をするとき

A種種類株式につき株式の併合を行う場合には、株式の併合により減少する株式数の負の値を新規発行・処分A種種類株式数とみなし、1株当たり払込金額を零円としてA種種類株式払込金額相当額調整式を使用するものとし、株式の併合の効力発生日以降、調整後A種種類株式払込金額相当額を適用する。

③ A種種類株式につき株式無償割当てをするとき

A種種類株式につき株式無償割当てをするときは、1株当たり払込金額を零円としてA種種類株式払込金額相当額調整式を使用するものとし、株式無償割当ての効力発生日以降、調整後A種種類株式払込金額相当額を適用する。

④ A種種類株式につき株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行をするとき

A種種類株式につき株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行等（株式の発行及び自己株式の処分を総称していう。以下同じ。）をするときは、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日）以降、調整後A種種類株式払込金額相当額を適用する。

⑤ A種種類株式につきA種種類株式を目的とする新株予約権無償割当て又は株主にA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行をするとき

A種種類株式につきA種種類株式を目的とする新株予約権無償割当てをするとき又は株主にA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行等（新株予約権の発行及び自己新株予約権の処分を総称していう。以下同じ。）をするときは、調整後A種種類株式払込金額相当額は、それぞれ上記③又は④に定めるところに準じて適切なA種種類株式払込金額相当額に調整される。

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、(1)のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種株主は、株主総会において議決権を有する。

4. 株式の併合又は分割、株式無償割当て等

- (1) 当社は、株式の併合又は株式の分割をするときは、普通株式、A種種類株式及びB種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合でこれをする。
- (2) 当社は、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てをするときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権無償割当てを、A種株主にはA種種類株式の株式無償割当て又はA種種類株式を目的とする新株予約権無償割当てを、B種株主にはB種種類株式の株式無償割当て又はB種種類株式を目的とする新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合（新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。）とする。
- (3) 当社は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行等又は株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行等をするときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種株主にはB種種類株式又はB種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合（新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。）で、普通株主、A種株主及びB種株主の権利・利益に鑑みての実質的に公平な払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により与える。
- (4) (1)または(2)の定めにかかわらず、当社が必要と認める場合には、法令に定める手続きを経た上で、普通株式、A種種類株式及びB種種類株式のうち、特定の種類の株式についてのみ株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行うことができるものとする。

5. 金銭を対価とするA種種類株式の取得請求権（期中償還）

- (1) A種株主は、当社が平成30年3月に終了する事業年度に係る計算書類について株主総会の承認（株主総会の承認が不要の場合には、取締役会の承認）を受けた日以降平成32年2月29日までの間いつでも、当社に対し、本条に基づく請求であることを明示して、A種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに本条第2項に定める金額（以下「期中償還価額」という。）の金銭を交付することを請求することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとする。

(2) A種種類株式1株当たりの期中償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする（小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）。

1株当たりの期中償還価額＝期中償還請求日A種種類株式払込金額相当額×（1+0.04）（m+n）

「m」は、(a)当該取得請求の日（以下「期中償還請求日」という。）が平成28年3月1日までの日である場合には零とし、また、(b)(a)以外の場合には、平成27年3月2日から直前応当日までの経過年数（正の整数）とする。

「直前応当日」とは、期中償還請求日の直前の3月2日をいう（期中償還請求日が3月2日である場合には、期中償還請求日を直前応当日とする。）。

「n」は、「残余日数」（以下に定義する。）を365で除した数とする（小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる。）。

「残余日数」とは、上記(a)の場合には平成27年3月3日（同日を含む。）から期中償還請求日（同日を含む。）までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日（同日を含む。）から期中償還請求日（同日を含む。）までの実日数とする。

「期中償還請求日A種種類株式払込金額相当額」とは、期中償還請求日における2.「A種株主に対する残余財産の分配」(2)に定めるA種種類株式払込金額相当額をいう。

6. 金銭を対価とするA種種類株式の取得請求権（最終償還）

(1) A種株主は、平成27年3月2日以降いつでも、当社に対し、本条に基づく請求であることを明示して、A種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに(2)に定める金額（以下「最終償還価額」という。）の金銭を交付することを請求することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとする。

(2) A種種類株式1株当たりの最終償還価額は、次の①又は②の場合につき、それぞれ①又は②に定める価額とする。

① 当該取得請求の日（以下「最終償還請求日」という。）における会社法の規定に基づき算出される分配可能額が、最終償還請求日における発行済A種種類株式（自己株式を除く。）の数に2.「A種株主に対する残余財産の分配」(2)に定めるA種種類株式払込金額相当額を乗じた額を上回る場合以下のa.又はb.のいずれか高い額

a. 以下の算式に基づいて算定される額（小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）

1株当たりの最終償還価額

＝最終取得請求日A種種類株式払込金額相当額×（1+0.08）（m+n）

「m」は、(a)最終償還請求日が平成28年3月1日までの日である場合には零とし、また、(b)(a)以外の場合には、平成27年3月2日から直前応当日までの経過年数（正の整数）とする。「直前応当日」とは、最終償還請求日の直前の3月2日をいう（最終償還請求日が3月2日である場合には、最終償還請求日を直前応当日とする。）。

「n」は、「残余日数」（以下に定義する。）を365で除した数とする（小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる。）。

「残余日数」とは、上記(a)の場合には平成27年3月3日（同日を含む。）から最終償還請求日（同日を含む。）までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日（同日を含む。）から最終償還請求日（同日を含む。）までの実日数とする。

「最終取得請求日A種種類株式払込金額相当額」とは、最終償還請求日における2.「A種株主に対する残余財産の分配」(2)に定めるA種種類株式払込金額相当額をいう。

b. 以下の算式に基づいて算定される額（小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入するものとし、以下「A種種類株式1株当たり純資産額」という。）

1株当たりの最終償還価額＝連結純資産額× $\frac{1}{\text{既発行株式数}}$

「連結純資産額」とは、直近の確定した当社の事業年度末の連結貸借対照表における純資産額をいう。

「既発行株式数」とは、最終償還請求日における当社の発行済株式数（自己株式を除く。）をいう。

なお、4.「株式の併合又は分割、株式無償割当て等」(4)の定めに基づき、A種種類株式、普通株式又はB種種類株式のうち、特定の種類の株式についてのみ、株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われた場合には、当該株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われなかったと仮定した場合のA種種類株式1株当たり純資産額が実質的に維持されることとなるよう、A種種類株式1株当たり純資産額は適切に調整されるものとする。

- ② 最終償還請求日における会社法の規定に基づき算出される分配可能額が、最終償還請求日における発行済A種種類株式（自己株式を除く。）の数に2、「A種株主に対する残余財産の分配」(2)に定めるA種種類株式払込金額相当額を乗じた額以下の場合
最終償還請求日における2、「A種株主に対する残余財産の分配」(2)に定めるA種種類株式払込金額相当額

ただし、最終償還請求日前1ヶ月以内に、当社が資本金又は準備金の額の減少を実施し、かかる資本金又は準備金の額の減少が会社法の規定に基づき算出される分配可能額に反映されている場合には、A種種類株式1株当たり純資産額とする。

7. 普通株式を対価とするA種種類株式の取得請求権

- (1) A種株主は、払込期日以降いつでも、当社に対し、A種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに(2)に定める数の普通株式を交付することを請求することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとする
- (2) 対価として交付する普通株式の数は、当該取得請求に係るA種種類株式の数に以下の算式に基づいて算定される1株当たり交付普通株式数を乗じた数とする。

$$1 \text{ 株 当 たり 交 付 普 通 株 式 数 } = \frac{(\text{完全希薄化後既発行普通株式数} - \text{転換交付済普通株式数}) \times 2/3 - \text{転換交付済普通株式数}}{\text{既発行A種種類株式数 (自己株式を除く。)}}$$

「完全希薄化後既発行普通株式数」とは、①当該取得請求の日における当社の発行済みの普通株式の数（自己株式を除き、当該取得請求の日までに決議が行われ当該取得請求の日以降に実施される募集株式の発行等に係る普通株式を含む。）に、②(i)当該株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付する旨の定款の定めのある株式（自己株式及びA種種類株式を除き、当該取得請求の日までに決議が行われ当該取得請求の日以降に実施される募集株式の発行等に係る株式を含む。）及び(ii)その行使により当社の普通株式を取得する権利を付与されている新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが、当社の株式の上場前には行使することができないものとする条件が付されているもの及び自己新株予約権を除く。また、当該取得請求の日までに決議が行われ当該取得請求の日以降に実施される募集新株予約権の発行等に係る新株予約権を含む。）の全部が、当該取得請求と同時に取得又は行使され、当社の普通株式が交付されたと仮定した場合に、当該株主又は新株予約権者（新株予約権付社債権者を含む。）が交付を受け又は取得する当社の普通株式数を加えた株式数をいう。

「転換交付済普通株式数」とは、平成27年3月2日以降、本条に定める取得請求権の行使によりA種種類株式の取得と引換えに交付された当社の普通株式の総数をいう。ただし、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合、株式無償割当て、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行、普通株式を目的とする新株予約権無償割当て又は株主に普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行（以下「株式分割等」という。）を行った場合には、転換交付済普通株式数は、本条に定める取得請求権の行使により普通株式の交付を受けた株主が当該交付を受けた普通株式以外に当社の株式を保有していなかったと仮定した場合に、当該交付を受けた普通株式を処分することなく保有し続けていれば当該株式分割等の結果保有することになる当社の普通株式の数（普通株式を目的とする新株予約権無償割当て又は株主に普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行が行われた場合には、当該新株予約権の全部が当該取得請求と同時に行使され、当社の普通株式が交付されたと仮定した場合に、当該新株予約権者が取得する当社の普通株式数を含む。）に調整される。

3 B種種類株式の内容は以下のとおりです。

1. B種株主に対する剰余金の配当

当社は、剰余金の配当をするときは、B種株主又はB種登録株式質権者に対し、B種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金及びA種種類株式1株当たりの配当金と同額の配当（なお、6.「株式の併合又は分割、株式無償割当て等」(4)の定めに基づき、A種種類株式、普通株式又はB種種類株式のうち、特定の種類の株式についてのみ株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われた場合には、当該種類の株式間において株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われる前の剰余金の配当の割合が維持されることとなるよう、適切に調整されるものとする。）を、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種種類株式の登録株式質権者と同順位にて行う。

2. B種株主に対する残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主又は普

通登録株式質権者と同順位にて、B種種類株式1株当たりの残余財産分配額として、普通株式1株につき分配する額と同額（なお、6.「株式の併合又は分割、株式無償割当て等」(4)の定めに基づき、普通株式又はB種種類株式のうち、いずれかの種類の株式についてのみ株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われた場合には、当該種類の株式間において株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われる前の残余財産の分配の割合が維持されることとなるよう、適切に調整されるものとする。）を分配する。

3. 議決権

B種株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 種類株主総会

- (1) 当社が会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、B種株主を構成員とする種類株主総会（以下「B種種類株主総会」という。）の決議を要しないものとする。
- (2) 当社が新たにB種種類株式を引き受ける者を募集する場合又はB種種類株式を目的とする募集新株予約権を引き受ける者を募集する場合にあっても、B種種類株主総会の決議を要しないものとする。

5. 普通株式を対価とするB種種類株式の取得請求権

- (1) B種株主は、A種種類株式の消滅又は当社の普通株式の取引所金融商品市場への上場の申請を行うことが当社取締役会において決議された日のいずれかが到来した日以降、当社に対し、B種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに(2)に定める数の普通株式を交付することを請求することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとする。
- (2) 対価として交付する普通株式の数は、当該取得請求に係るB種種類株式1株当たり普通株式1株とする。なお、6.「株式の併合又は分割、株式無償割当て等」(4)の定めに基づき、普通株式又はB種種類株式のうち、いずれかの種類の株式についてのみ株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われた場合には、株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てが行われる前における、対価として交付する普通株式の数が実質的に維持されることとなるよう、交付する株式数の数が適切に調整されるものとする。

6. 株式の併合又は分割、株式無償割当て等

- (1) 当社は、株式の併合又は株式の分割をするときは、普通株式、A種種類株式及びB種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合でこれをする。
- (2) 当社は、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てをするときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権無償割当てを、A種株主にはA種種類株式の株式無償割当て又はA種種類株式を目的とする新株予約権無償割当てを、B種株主にはB種種類株式の株式無償割当て又はB種種類株式を目的とする新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合（新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。）でする。
- (3) 当社は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行等又は株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行等をするときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種株主にはB種種類株式又はB種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合（新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。）で、普通株主、A種株主及びB種株主の権利・利益に鑑みての実質的に公平な払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により与える。
- (4) (1)または(2)の定めにかかわらず、当会社が必要と認める場合には、法令に定める手続を経た上で、普通株式、A種種類株式及びB種種類株式のうち、特定の種類の株式についてのみ株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行うことができるものとする。

7. 株主との合意による種類株式の取得

当社が、B種種類株式の取得について、会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項及び第3項の規定を適用しない。

- 4 A種株主（株式会社日本政策投資銀行）より株式取得請求権の行使を受けたことに伴い、この対価としてA種種類株式1株につき普通株式1,346,666株を2022年9月6日付で交付しております。また、2022年8月31日付の取締役会決議により、当該行使に伴い当社が取得した当該A種種類株式について2022年9月6日付でその全

てを消却しております。なお、2022年8月31日付の臨時株主総会決議により、2022年9月6日付でA種種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

- 5 B種株主（富士通株式会社及びパナソニックホールディングス株式会社）より株式取得請求権の行使を受けたことに伴い、この対価としてB種種類株式1株につき普通株式1株を2022年9月6日付で交付しております。また、2022年8月31日付の取締役会決議により、当該行使に伴い当社が取得した当該B種種類株式について2022年9月6日付でその全てを消却しております。なお、2022年8月31日付の臨時株主総会決議により、2022年9月6日付でB種種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
- 6 2022年8月31日付の臨時株主総会決議により、2022年9月5日付で普通株式、A種種類株式、B種種類株式を対象に4株を1株の割合で株式併合を行っております。
- 7 2022年8月31日付の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、2022年9月6日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
- 8 2022年9月6日付でA種種類株式、B種種類株式の全てが普通株式に転換しております。これにより2022年9月6日現在の完全議決権株式（その他）の株式数は普通株式33,666,666株、議決権の数は336,666個となっております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第210条第6項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	46,271	37,166
売掛金	25,053	31,822
製品	1,488	1,771
仕掛品	14,921	17,534
未収入金	914	7,748
その他	1,969	6,327
流動資産合計	90,616	102,368
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,371	2,838
機械及び装置（純額）	11	11
工具、器具及び備品（純額）	8,159	9,813
土地	800	800
建設仮勘定	287	218
有形固定資産合計	11,628	13,680
無形固定資産		
技術資産	11,172	11,895
その他	1,076	1,003
無形固定資産合計	12,248	12,898
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
繰延税金資産	3,098	2,401
その他	838	837
投資その他の資産合計	3,936	3,238
固定資産合計	27,812	29,816
資産合計	118,428	132,184
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,609	20,010
未払金	2,054	2,027
未払費用	4,865	3,022
未払法人税等	2,609	1,173
その他	1,304	8,846
流動負債合計	27,441	35,078
固定負債		
資産除去債務	316	344
その他	1,062	1,498
固定負債合計	1,378	1,842
負債合計	28,819	36,920

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,200	30,200
資本剰余金	30,200	30,200
利益剰余金	28,867	33,925
株主資本合計	89,267	94,325
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	330	927
その他の包括利益累計額合計	330	927
新株予約権	12	12
純資産合計	89,609	95,264
負債純資産合計	118,428	132,184

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年6月30日)
売上高	39,934
売上原価	19,858
売上総利益	20,076
販売費及び一般管理費	14,482
営業利益	5,594
営業外収益	
為替差益	1,049
その他	6
営業外収益合計	1,055
営業外費用	
その他	5
営業外費用合計	5
経常利益	6,644
税金等調整前四半期純利益	6,644
法人税、住民税及び事業税	896
法人税等調整額	690
法人税等合計	1,586
四半期純利益	5,058
非支配株主に帰属する四半期純利益	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	5,058

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年6月30日)
四半期純利益	5,058
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	597
その他の包括利益合計	597
四半期包括利益	5,655
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	5,655
非支配株主に係る四半期包括利益	-

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来に渡って適用しております。

なお、当該会計基準の適用による当第1四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に及ぼす影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の影響について、当社グループへの影響は、事業や地域によってその影響や程度が異なるものの、売上等への影響が限定的であることから、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに関して、当第1四半期連結会計期間の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間
(自2022年4月1日
至2022年6月30日)

減価償却費	2,388百万円
-------	----------

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自2022年4月1日至2022年6月30日)

当社グループは、ソリューションS o C事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	当第1四半期連結累計期間 自2022年4月1日 至2022年6月30日
製品売上	31,032
NRE売上	8,732
その他	170
顧客との契約から生じる収益	39,934
外部顧客への売上高	39,934

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、半導体製品に関する研究、設計、開発、製造、販売及びサービスを行っており、収益は主に半導体製品の販売によるものであります。

製品売上については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

NRE売上については、顧客に製品開発の成果物を引き渡し、顧客が成果物を受領・評価等を確認した時点

で、顧客に重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

これら製品売上及びNRE売上による収益は、顧客との契約にかかる取引価格で測定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年6月30日)
1株当たり四半期純利益	37円56銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	5,058
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	5,058
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	134,666,666
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式併合及び単元株制度の採用並びに普通株式の交付等)

当社は2022年7月27日開催の取締役会において、2022年8月31日開催予定の臨時株主総会に、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議しました。2022年8月30日時点で株主からの合意が得られていることにより、株式併合については2022年9月5日付でその効力が発生し、定款の一部変更で行われる単元株制度を採用することについては2022年9月6日付でその効力が発生いたします。加えて、株主から株式取得請求権の行使も受けたことにより、2022年9月6日付でA種種類株式及びB種種類株式の全てを取得し、A種種類株式1株につき普通株式1,346,666株、B種種類株式1株につき普通株式1株をそれぞれ対価として交付いたします。

(1) 株式併合及び単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位の適正化をはかるため、当社株式の単元株式数を新たに100株と定めるとともに、当社普通株式、A種種類株式及びB種種類株式について株式併合を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 株式併合する株式の種類

普通株式、A種種類株式及びB種種類株式

② 株式併合の方法・比率

2022年9月5日をもって、4株を1株の割合をもって併合いたします。

(3) 株式取得請求権の行使等の内容

① A種種類株式における株式取得請求権の行使等の内容

2022年9月6日をもって、全てのA種種類株式を取得し、対価として1株につき普通株式1,346,666株を交付いたします。なお、2022年8月31日開催の取締役会において、2022年9月6日付でA種種類株式の全てを消却することを付議いたします。

② B種種類株式における株式取得請求権の行使等の内容

2022年9月6日をもって、全てのB種種類株式を取得し、対価として1株につき普通株式1株を交付いたします。なお、2022年8月31日開催の取締役会において、2022年9月6日付でB種種類株式の全てを消却することを付議いたします。

(4) 株式数について

	普通株式	A種種類株式	B種種類株式	合計
株式併合前の発行済株式総数	60,000,000株	40,000,000株	20,800,000株	120,800,000株
株式併合により減少する株式数	45,000,000株	30,000,000株	15,600,000株	90,600,000株
株式併合後の発行済株式総数	15,000,000株	10,000,000株	5,200,000株	30,200,000株
A種種類株式の取得による普通株式の交付	13,466,666株	-	-	13,466,666株
B種種類株式の取得による普通株式の交付	5,200,000株	-	-	5,200,000株
消却により減少する株式数	-	10,000,000株	5,200,000株	15,200,000株
発行済株式総数	33,666,666株	-	-	33,666,666株

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

端数が生じた株主に対し、会社法に基づいて算定される金額を交付いたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

134,600,000株

従来の210,800,000株から134,600,000株に減少いたします。

(7) 単元株制度の内容

普通株式の単元株数を新たに100株といたします。

(8) 株式併合及び単元株制度の採用並びに普通株式の交付等の日程

臨時株主総会決議日	2022年8月31日
株式併合の効力発生日	2022年9月5日
種類株式の取得による普通株式の交付日	2022年9月6日
単元株制度の効力発生日	2022年9月6日

(9) 1株当たり情報に及ぼす影響

2022年9月5日付で普通株式、A種種類株式及びB種種類株式それぞれ4株につき1株の割合で株式併合をいたします。また、株式取得請求権の行使を受けたことにより、2022年9月6日付でA種種類株式及びB種種類株式の全てを取得し、A種種類株式1株につき普通株式1,346,666株、B種種類株式1株につき普通株式1株をそれぞれ対価として交付するとともに、2022年8月31日開催の取締役会において、A種種類株式及びB種種類株式の全てを消却することを付議いたします。

なお、当第1四半期の期首に当該株式併合等が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり四半期純利益は、以下のとおりです。

	当第1四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年6月30日)
1株当たり四半期純利益	150円24銭

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年8月30日

株式会社ソシオネクスト

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

花藤 則保

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

増田 晋一

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第210条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソシオネクストの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソシオネクスト及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上